

資料1

平成30年度宮崎支部上半期 事業実施結果報告について

平成30年12月12日



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

<企画総務グループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	
保険運営の企画	KPI:目標数値(年間)	項目	実施時期	平成30年4月～平成30年9月	KPI9月末時点
オンライン資格確認の導入に向けた対応	現行のオンライン資格確認システム実施医療機関の利用率 KPI:58.8%以上	実施医療機関の利用率向上を図るため利用のない機関へ利用勧奨を行う	随時	2か月以上利用していない実施機関への電話による利用勧奨によって、今後利用しない実施機関も17契約機関中6機関あり、解除を進めた。併せて利用の継続を行う意思がある11機関には、毎月の利用を促していった。残りの機関においても利用促進を図っていく。	上期平均利用率 64.6%
健康保険委員の活動強化、委嘱拡大	全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 KPI:51.5%以上	①健康保険委員研修会の実施 ②健康保険委員表彰の実施 ③広報活動による支援 ④文書・電話による委嘱勧奨 ⑤各研修会等での委嘱勧奨 ⑥新規適用事業所への委嘱勧奨	①7月26日開催 ②被表彰者の選定推薦(～7月末) ③ホームページ(常時) ④5、8月 ⑤5、9月 ⑥4、6、8、9月	①7/26(木)14:00～都城ウェルネス交流プラザにおいて、健康保険事例紹介、インセンティブ制度(講師:支部職員)②職場におけるメンタルヘルス(講師:都城労働基準監督署職員、産業保健総合支援センター講師)の内容で実施。65名の参加者となった。アンケート結果によりほとんどの参加者理解していただけたようで、良好な研修会となった。②健診受診状況、保健指導受入れ状況他、支部事業に協力していただいている健康保険委員より委嘱年数等を考慮し、厚生労働大臣表彰推薦対象者1名を推薦、支部長表彰対象者5名を決定した。(H30.11.14に年金機構との合同伝達式にて表彰状授与)③ホームページによる募集を行った。④5/8複合サービス業 115件、8/7電気ガス事業者 172件文書送付、電話勧奨実施。⑤5月新任社会保険事務担当者研修会(7会場450人参加)、9月制度講習会(8会場2400人参加)においてそれぞれ説明勧奨。⑥4～9月計493事業所へチラシにて委嘱勧奨を実施。 ●9月中旬1400人規模事業所へトップセールス実施し10月に委嘱し、KPIを超えると思込まれたものの年金機構による適用拡大による被保険者数増加が影響し0.12%現状で下回っている。今後も比較的大規模事業所に対し委嘱勧奨を行っていく。	51.38% (2203人)
ジェネリック医薬品使用促進	使用割合 年間目標 (数量ベース) KPI:78.0%	①広報による推進 ②軽減額通知事業 ③薬剤師を対象としたセミナーの開催	①広報誌・メルマガ(年間計画による掲載時期)、ホームページ(常時掲載)、各種研修会(5、7、9月) ②8月軽減額通知送付 ③9月7日セミナー開催	①②独自広報誌「協会けんぽみやざき」7月号に8月送付の軽減額通知書について広報。同時に使用割合を掲載するとともに、インセンティブ制度が30年度本格実施され評価指標にジェネリック医薬品の使用割合も一つの評価指標としてあること。使用への協力を訴えた。メルマガ5月号、5月の新任事務担当者研修会も同様にインセンティブ制度にも絡めての広報を実施した。7月県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会へ出席。オブザーバーとして出席し会合の中で発言が許されたため、使用促進にかかる軽減額通知事業、平成29年度パイロット事業の成果、インセンティブ制度について発言を行った。③9/7、19:30～都城北諸県薬剤師会会館にて、同市郡薬剤師会共催、県薬剤師会、社会保険診療報酬支払基金宮崎支部後援により①宮崎支部の使用促進について(支部職員)②調剤レセプトについて(講師:支払基金職員)③使用促進について～目標80%を目指して(講師:市郡薬剤師会副会長)の内容にて、参加者72名で実施。	数量ベース 使用割合 30年7月 79.7% 全国4位
各自治体・関係団体との連携	他の被用者保険者との連携を含めた地域医療構想調整会議への支部参加率 KPI:79.8%以上	①自治体等(宮崎県、宮崎市、延岡市、都城市との連携) ②県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会との連携 ③保険者協議会との連携 ④各協議会(地域医療構想連絡調整会議など)への参加と意見発信	随時	①宮崎市と医療費、健診データ提供を中心とした連携について7月に協議を行った。7月県国保運営協議会へ支部長出席。7月県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会へ出席。②宮崎県薬剤師会と都城北諸県薬剤師会と9/7ジェネリック医薬品使用促進セミナーに向けた協力連携依頼を市郡薬剤師会6月に、県薬剤師会へ7月に実施。③5月保険者協議会本会へ支部長、企総部長、業務部長出席。本年度の協議会の事業計画案について議論を行った。④8月西都児湯地域医療構想連絡調整会議へ業務部長出席。他委員より西都児湯医療センター新病院建設など発表 ●各調整会議事務局及び県との調整が進まず7医療圏中4つの会議への参加のみ。	地域医療構想調整会議 参加率 57.1%
健康宣言事業の推進	健康宣言優良事業所の拡大(支部任意目標:宣言事業所累計 100社)	①健康宣言事業所の拡大 ②認定式の開催	①H30.6勧奨文書送付、電話勧奨実施 ②H31.3月に認定式	①被保険者10名以上670事業所に対して宣言事業所への勧奨文書を6月上旬送付、6月下旬に未宣言事業所へ電話にて勧奨。結果6月末時点累計104社が宣言を行った。(29年度末44事業所→30年9月末115事業所) 9月支部長交代のタイミングで交代挨拶とともに支部宣言事業へ参加していただく記事を経済3団体の各団体の会報誌へ掲載いただくために、文書内容を検討。 ②平成31年3月4日に認定式を開催。式会場(宮崎観光ホテル)、時間14:00～16:00、規模200名参加とし、内容を認定式、優良事業所の取組み発表、外部講師によるメンタルヘルスセミナーを内容として決定。下期にかけ、経済3団体への後援名義依頼、宣言事業所へ出席要請、健康保険委員への開催案内を行っていく。	宣言事業所 115社
メールマガジンの登録者拡大	年間登録数 支部任意目標210件	①文書・電話による登録勧奨 ②各種説明会等での登録勧奨 ③新規適用事業所への登録勧奨	①健康保険委員委嘱勧奨と同時実施 ②5、6、9月 ③4、6、8、9月	①健康保険委員委嘱勧奨と同時に287事業所に対し文書勧奨。7月別個健診受診率の高い事業所155社へ文書勧奨を実施。 ②上記研修会⑤における参加人数に対しメルマガ登録勧奨を実施。 ③4～9月上記新規適用事業所数に登録案内チラシを同封。 ●今後の各種研修会もアンケートにメルマガ登録勧奨文書を掲載し登録拡大を図っていく。	登録数 30年9月末 88名

<保健グループ>

		支部事業計画				事業実施状況		達成状況		
事項	第2期保健事業(データヘルス計画)目標	具体的施策	対象者(西定)	目標率(KPI)	実施見込数	具体的施策の詳細	平成30年4月~平成30年9月	KPI達成状況(9月末)		
戦略的保険者機能関係 実現すべき目標 II 加入者の健康度を高めること	上位目標：糖尿病、高血圧から人工透析に移行する人を増やさない	率 i の特定 向上 健診・事業者健診取得	153,442	59.6%以上	91,400	・契約健診機関41機関による健診実施 ・年次案内の実施と新規加入者への勧奨 ・新適事業所への勧奨(外部委託含む) ・健診機関の拡大・健診者枠の拡大 ・インセンティブ(閑散期の実施数拡大)	・全事業所への健診受診対象者名簿と健診案内の送付と周知 ・新適事業所への健診案内送付と、外部委託業者からの電話勧奨 ・新規任継取得者への健診案内送付 ・健診機関実地調査時の健診機関ごとの受診者拡大勧奨(7機関) (・インセンティブは下期実施)	27%		
		事業者健診データ取得 過年度提供事業所への勧奨や外部委託により取得数を増やす				5.9%以上	9,000	・過年度提供事業所(健診機関)へのデータ提出依頼 ・外部委託による勧奨 ・紙媒体のパンチ委託 ・健診機関に対する早期提供インセンティブの実施	・外部委託による勧奨 ・過年度提供事業所への健診受診月に応じた勧奨(対事業所・健診機関) ・紙で提出された結果のパンチ委託 (・早期提供インセンティブについては下期確定)	2.5%
		被扶養者特定健診 効果的な広報・各地での集団健診を実施し受診者を増やす				40,666	20.9%以上	8,500	・各地での集団健診の実施とオプション健診の追加と広報 ・新規加入者への受診券送付 ・国保・がん検診との同時実施	・各地での集団健診の実施(10自治体/18回実施) + 骨密度のオプション健診 ・国保・がん検診との同時実施(13自治体で連携) ・新規加入者(一般・任継)への受診券送付 ・医療機関からの健診勧奨(県医師会への依頼)
		直上 ii し及び特定 の3保健 対0健 応年指 導か ら実 の施 制率 の見 向	18,577	21.5%	4,000	・被保険者直営 協会の保健師・管理栄養士による保健指導の実施	・保健指導者の拡大 ・保健指導者(14名)による実施 ・30年度制度改正による変更点の実施(ポイント検証・動機づけ支援相当)	・保健指導者に対する研修・学会参加 ・第三期保健指導の変更に応じたポイント検証特保の実施	19%	
		被保険者外部委託 外部委託機関による保健指導の実施				3.8%	712	・11機関による実施 ・実施機関ごとの実施数の拡大	・実地調査時の機関ごとの拡大に向けた支援(6機関)	3%
		被扶養者 集合契約による実施のために利用券の発券を行う				747	3.0%	22	・集合契約による実施(17機関)のための利用券発券 ・希望者に対する支部保健指導者による実施	・利用券の発券(281件) ・利用券に支部保健指導者による実施の案内チラシの同封
		の iii 推重 進症 化予 防対 策	950	11.1%の受診率	-	・一次勧奨・二次勧奨者への送付後の支部対応 * 二次勧奨者への再勧奨 * 問い合わせ対応	・一次勧奨・二次勧奨文書送付(437件) ・二次勧奨者中、回答書返答のうち、受診する予定なし者への再勧奨(5件) ・対象者からの問い合わせ対応実施	-		
		宮崎県糖尿病発症予防重症化予防指針に基づき、慢性腎臓病者に対する受診勧奨 CKD受診勧奨				-	11.1%の受診率	-	・CKD受診該当者への受診勧奨チラシの送付 ・延岡市糖尿病性腎症重症化予防対策会議出席 ・宮崎市CKD対策会議出席	-
		iv 健康経営		企画と連携し、健康宣言優良事業所認定制度を推進する			企画保健合同会議にて実施(企画で報告)	企画で報告		

<レセプトグループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	
健康保険給付等	目標数値(年間)	項目	実施時期	平成30年4月～平成30年9月	9月末時点
○資格点検・外傷点検の効果的な実施 ・点検事務手順書による統一的な事務処理を徹底し、効果的・効率的な点検を実施する。	【資格点検】 資格点検効果額 (加入者1人当たり) 1,352円以上 ※前年度実績以上	【資格点検】 資格喪失後受診等の疑いあるレセプトについて、医療機関照会を実施。再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月	【資格点検】 ○資格喪失後受診が疑われるレセプトについて、医療機関に対し保険証確認状況、レセプト返戻可否に係る文書照会を実施。 ○資格喪失後受診、記号番号誤り等レセプトに対し、支払基金へ再審査請求を行い医療機関へ返戻を実施。 ○医療機関照会により資格喪失後受診と判明し、レセプトを返戻しなかったものに対し、本人へ返還請求を決定。	【資格点検】 ●加入者1人当たり資格点検効果額 777.58円
	【外傷点検】 診療内容査定効果額 (加入者1人当たり) 240円以上 ※前年度実績以上	【外傷点検】 ・外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。 ・負傷原因照会の回答を受け、第三者行為および業務上・通勤災害疑いに対し調査を行い、求償、再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月 毎月	【外傷点検】 ○外傷性の傷病名記載のレセプトに対し、被保険者に対し負傷原因照会を実施。 ○第三者行為による旨の記載があるレセプトについて、被保険者に対し傷病届を送付。 ○負傷原因照会回答および傷病届等により、業務上または通勤災害による負傷での保険証使用と判明したのに対し、医療機関へ、レセプト返戻または加入者へ返還請求を実施。 ○第三者行為による事故等に対し、損害保険会社および加害者へ求償を実施。	【外傷点検】 ●加入者1人当たり外傷点検効果額 320.65円
○内容点検業務の強化 ・内容点検の行動計画に基づき、システムを最大限活用した点検を実施し、更なる効果額の向上を目指す。	【内容点検】 診療内容等査定効果額 (加入者1人当たり) 158円 診療内容等査定金額 64,005,240円 再審査請求件数 44,196件 ≪KPI≫査定率 0.385%	【内容点検】 ○効果向上のための「行動計画」の実施。 ・システムを活用した効果的な点検。 ・進捗会議を毎月開催し、進捗状況の管理を徹底する。 ・点検員のスキルアップ。(専門業者を活用した研修の実施)(診療報酬改定の変更点に留意した研修・点検の実施) ・支払基金との協議を実施。	毎月	【内容点検】 ○自動点検(※1)から開始する点検スケジュールを実施。 ○自動点検マスタメンテナンス検討、実施。 ○行動計画進捗会議を毎月開催し、現状把握・問題提起・分析・フィードバックを実施。 ○点検員スキルアップのための勉強会を実施(月2回) ○査定事例検討会を実施。(毎月) ○グループ長による点検員との個別面談を実施。(毎月) ○医科・支払基金との協議を実施。(6月、8月) ○歯科・支払基金との協議を実施。(5月、8月、9月)	【内容点検】 ●加入者1人当たり診療内容等査定効果額 86.81円 ●診療内容等査定金額 34,871,170円 ●再審査請求件数 23,423件 ●≪KPI≫査定率(原審査+再審査) 0.357%

※1 システム機能を活用した点検。自動点検マスタにルールを登録し、点検対象の疑義レセプトを機械的に抽出して行う点検。

- 資格点検 ... 医療機関より請求されたレセプトが、受給資格を有しているレセプトかどうかの点検。レセプトの基本情報(健康保険被保険者証の記号番号、診療月等)と、加入者記録を突き合わせ、疑義があれば医療機関に文書照会を実施。資格期間外のレセプトについては、医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。
- 外傷点検 ... 第三者行為等による事故、業務上及び通勤災害の診療による負傷かどうかの点検。レセプトに記載されている傷病名から事故等が原因ではないかと疑われる受診者を特定し、負傷原因について被保険者に文書照会を実施。
 ・業務上・通勤災害によるものと判明 ⇒ 医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。
 ・第三者行為等によるものと判明 ⇒ 求償を実施。
- 内容点検 ... レセプトについて診療内容が保険診療ルールに適合するか点検を行い、点検の結果疑義のあるものについては再審査請求を行う。
- ◆レセプト点検効果額... (査定及び返戻額 + 返納金額及び求償額) ÷ 加入者数
 ・資格点検効果額... 医療機関が適正に請求すれば、再審査請求自体が発生せず査定されないため、効果額は参考値とする。
 ・外傷点検効果額... 事故の件数・医療費等により、効果額は変動する。
- ◆≪KPI≫査定率(原審査+再審査)... 内容点検におけるレセプトの請求点数に対する、社会保険診療報酬支払基金の原審査と、協会けんぽの再審査を合算した査定点数の割合。

<業務グループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	
健康保険給付等	目標数値	項目	実施時期	平成30年4月～平成30年9月	9月末時点
○現金給付の適正化の推進 ・保険給付プロジェクトチーム会議の開催	毎月実施	不正請求等の疑義案件について、適正な対応による早期解決を図るため保険給付プロジェクトチーム会議で必要な対応を行う。	毎月	①立入検査権の認可・実施状況、②柔道整復施術療養費に係る照会の実施状況、③はり・きゅう、あんま・マッサージ療養費に係る患者照会の実施状況、④多受診者に対する適正受診に向けた対応、⑤その他について検討・議論を行った。	6回開催
・立入検査の実施	適宜実施 (H29年度9件)	資格取得日や標準報酬月額に疑義のある申請に対しては、日本年金機構と連携を取り事業所調査を実施のうえ保険給付の適正化に努める。	随時	・傷病手当金等で資格取得日・標準報酬月額に疑義のある案件について、九州厚生局より立入検査の認可を2件取得。 ・1件は資格取得後すぐ傷病手当金の申請をしていた案件で、資格取得日は適正だったが標準報酬月額が訂正になる予定で返納金の発生はなし(追加支給予定)。1件は11月に調査実施。	認可取得2件、 立入検査1件 (1件は11月に実施)
・申請者及び医師等への文書照会、審査医師の活用	-	傷病手当金等の疑義案件について、申請者や担当医師へ文書照会を実施。審査医師3名(内科、精神科、整形外科)を活用し、医学的な助言等を受け現金給付の適正化を図る。	随時	傷病手当金等の申請について、上期に申請者への照会32件、担当医師への照会36件、審査医師への照会28件実施。	不支給 15件
・傷病手当金と障害年金の併給調整の確実な実施 (審査時・データ取得時)	-	「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に基づく事務処理を徹底し、適正な併給調整事務を行う。	随時	・毎月スケジュールに沿って本部より情報提供あり。 ・29年会計検査院からの処置要求を受け、年金情報の範囲を1年から5年間に延長、その結果6月に本部より情報提供あり。 ・併給調整手順書に基づき審査時及びデータ取得時に適正に事務を遂行。	障害年金との調整(返納金) 54件14,761,034円 老齢年金との調整(返納金) 15件1,516,541円
○医療費等の適正化 ・医療機関事務担当者説明会の開催	-	医療機関事務担当者の健康保険制度の知識向上による保険給付の適正化、及び加入者サービスの向上を図る。	11月	後援:宮崎県医師会、共催:社会保険診療報酬支払基金宮崎支部として協力を得て、案内文書を県下1床以上の291医療機関へ9月5日に発送。118医療機関205名分の参加証を交付。定員締め切り後に申し出があった36医療機関へお断りの連絡済。	11月29日ニューウェルシティ宮崎で開催
○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上、かつ施術箇所の申請割合について平成29年度実績以下とする。	KPI 0.98%以下	多部位かつ頻回受診者に対する文書照会及び加入者に対する適正受診の正しい知識の普及を図る。	毎月	・毎月約12,000件の申請の内、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請件数を目標に文書照会を実施。 ・4月から9月までの受付の内、多部位かつ頻回件数が778件、患者への文書照会は1,175件(患者照会率151.0%)実施。	KPI : 1.09%
・施術者に対する照会 ・厚生支局への情報提供	-	柔道施術療養費審査委員会にて指摘された施術所への照会等を実施する。	随時	・柔道施術療養費審査委員会にて指摘された施術所へ指導文書を送付。上期は主に3部位以上の施術割合が非常に高い施術所を中心に送付。 ・厚生局への情報提供はなし。	指導文書19件
・あはき療養費の適正化	-	初回受診、頻回受診、往療料のある者等を中心に文書照会および制度周知を図る。	随時	・平成30年4月～平成30年9月まで1,839件の申請があり、文書照会を109件実施。 ・はり・きゅう療養費は医科併用が認められないため、レセプト確認や審査医師への照会等を行った。 ・文書照会の際には制度周知用のチラシを同封。	患者照会109件 不支給1件 取下げ1件 効果額18,375円

<業務グループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	
健康保険給付等	目標数値	項目	実施時期	平成30年4月～平成30年9月	9月末時点
○返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・保険証回収催告の実施	※KPI 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.5%以上とする。	・資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者に対する返納催告の徹底 ・回収不能届による電話催告 ・任継者等に対する電話・訪問催告 ・広報媒体による周知 ・健康保険委員研修会等による周知 ・保険証未返納の多い事業所等に対する保険証添付の徹底の周知	毎月	・保険証未回収者に対する一次・二次催告をスケジュール通り実施。 催告状発行件数：一次催告/一般1,675件、任継589件、二次催告/一般768件、任継206件実施。 ・電話催告件数：一般87件(回収不能届)、任継56件実施。 ・回収不能届、催告文書未達者、任継者に対する電話催告を実施。 ・協会けんぽみやざき、社会保険みやざき、メールマガジン等の広報媒体へ保険証の使用期限について掲載を行っている。 ・平成30年8月に平成29年度返納金(資格喪失後受診分)発生した事業所のうち137事業所へ喪失時保険証回収依頼文書送付	保険証回収率 KPI : 94.42% (H30年8月時点)
・債権回収催告の実施	※KPI 返納金債権(資格喪失後受診にかかるものに限る。)の回収率を66.92%以上とする。 ※KPI 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度(0.033%)以下とする。	・債権対策会議の開催 ・発生した債権の早期回収のため、電話・訪問等による催告の実施 ・債権回収強化月間 ・法的手続きの積極的な実施 ・保険者間調整の積極的な実施	毎月	・毎月債権対策会議を開催、目標と実績の進捗状況、被保険者証の早期回収、発生した債権の全件調定、新規発生債権の早期回収、法的手続きの実施、回収率を阻害する要因、阻害要因に対する解決策について報告、議論を行っている。 ・電話催告1,040件、訪問催告161件実施。 ・8月に強化月間として業務グループ職員で電話催告28件、訪問催告30件実施。(件数は再掲) ・ルーチン化した事務処理フローに基づき催告及び法的手続き(簡易裁判所への支払督促申立)を上期26件(目標:上期26件、年間52件)実施。 ・文書催告時に保険者間調整のチラシ同封、電話や訪問催告時に喪失後の健康保険証を確認し保険者間調整の利用勧奨を実施。上期は3,678,375円(目標:上期450万円、年間900万円)を保険者間調整により回収済み。	返納金回収率 KPI : 37.01% (H30年9月時点) 返納金割合 KPI : 0.034% (H30年9月時点)
○サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上	お客様満足度 窓口アンケート 98.6%以上 架電調査 76.7%以上	・CS向上委員会の開催 ・お客様満足度調査の実施 ・事務処理誤り発生防止(支部内共通)	毎月	・お客様満足度の向上に向け各グループから2名の委員の参加によるCS向上委員会を毎月実施。 ・お客様満足度調査(窓口アンケート調査・架電調査)は下期に実施。 ・事務処理誤りが2件発生。(申請書紛失、健診機関一覧表への健診機関記載もれ)再発防止策の徹底とあらゆる機会をとらえての注意喚起、審査手順書等の再確認と徹底。	CS向上委員会 6回実施(毎月)
・現金給付の適切な管理と支給	KPI: 100%達成 (サービススタンダード)	・サービススタンダード(受付から10営業日以内で支払う)の遵守 ・サービススタンダード平均所要日数の短縮を図る	毎日	・グループ長補佐による進捗管理を行い、8営業日以内での支払いを行うため、受付から5営業日以内での決裁を実行。(傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料に限る) ・効率的な事務処理を進めながら、支払いまでの所要日数の短縮に努めている。	KPI : 100%
・郵送による申請書等の提出	KPI: 郵送化率 80%以上	加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から郵送による申請を勧奨	毎月	各種広報媒体を活用し、郵送での申請を勧奨した。 延岡、都城年金事務所窓口でのお客様減少に伴い、窓口閉鎖を検討。	KPI : 80.01%
○限度額適用認定証の利用促進	KPI 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を86.5%以上とする。	・広報等の実施 ・医療機関の窓口申請書を設置 ・高額療養費未申請者への勧奨(ターンアラウンド)	毎月	・協会けんぽみやざき、社会保険みやざき、メールマガジン等の広報媒体での記事掲載や各種説明会での周知を実施。 ・協力医療機関に設置している申請書の利用状況等を分析し、利用状況にあわせた文書による使用促進についての協力依頼を計画。(実行は11月) ・高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨。高療ターンアラウンド上期2,766件送付	KPI : 86.7% (H30年6月末)
○被扶養者資格の再確認	KPI 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認リスト提出率 87.0%以上	高齢者医療制度への納付金の削減及び保険給付の適正化を目的とした被扶養者資格の再確認業務を、平成30年度は、個人番号収集業務と同時に実施する。	6月～10月	・被扶養者資格再確認 平成30年5月11日時点における被扶養者を対象に、被扶養者状況リスト(被扶養者の一覧)を6月～7月に事業主あて送付。対象12,440事業所、9月末現在提出事業所数10,157件、提出率81.65%。10月に未提出事業所へ督促を実施。 ・マイナンバー確認 対象8,037事業所、9月30日現在提出6,489事業所、提出率80.74%	KPI : 81.65%